

鳥取縣公報

規 則

鳥取縣規則第...號

昭和二十二年五月三日鳥取縣令第三十五號鳥取縣水產物統制規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條乃至第四條を削除

第六條乃至第十五條中「水産物」を「鮮魚介以外の水産物」に改める。

第十七條第五項中「一日正味鮮魚介壹貫匁」を削除

第十五條中「官吏」を「公吏」に改める。

附則第四項の(イ)及第五項の(イ)の「鳥取縣佃煮製造配給統制組合」を「鳥取縣佃煮商工業協同組合」に改める。

附則第四項の(ニ)の「鳥取縣水産物加工製造業統制組合」を「鳥取縣水産物加工工業協同組合」に第五項の(イ)の

昭和二十二年六月六日
第 千 八 百 十 五 號

金 曜 日

本書ノ大半サハ國定通稱ニ依リ

「鳥取縣水産物乾物荷受配給統制組合」を「鳥取縣水産物乾物卸賣商業協同組合」に改める。

附則第四項及第五項の「水産物」を「鮮魚介以外の水産物」に改める。

附則第五項の(イ)を削除。

附 則

縣令は昭和二十二年五月十六日からこれを施行する。

鳥取縣規則第...號

昭和二十一年五月鳥取縣令第三十六號鳥取縣水産物販賣業許可規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條及び第二條中「水産物」を「鮮魚介以外の水産物」に改める。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當リ)

昭和二十二年六月六日 第 千 八 百 十 五 號

昭和四十四年五月十五日 (第三種郵便物認可)

第三條第二項中「商業統制組合」を「商業協同組合」に改める。

第四條削除

第七條中「水産物」を「鮮魚介以外の水産物」に改める。

様式第二號裏面第二號中「水産物」を「鮮魚介以外の水産物」に改める。

告示

鳥取縣告示第百三十號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

青果物加工並に販賣業者

番號 氏名 住 所 業態

四六二 豊田 政隆 鳥取市田島四三三 加工、小賣

四六三 桑 本 忠 東伯郡小鴨村大字生田 同

四六四 若林與左衛門 兵庫縣神戸市灘區新加工、卸、小賣
在家南町四丁目三〇番地

鳥取縣告示第百三十一號

鳥取縣教員適格審査委員會を次のように組織した。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣教員適格審査委員會

委員	鳥取縣視學	藤 井 政 雄
同	地方教官	上 田 剛
同	囃 託	萬 治 睦 子
同	同	西 尾 圭 介
同	同	中 原 久 仁

鳥取縣告示第百三十二號

八頭郡智頭町長に於いて行旅死亡人を次のように取扱つたから心當の向は直接智頭町長あて照會せられたい。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住所 本籍、氏名 不詳

死 因 男 人 年 齡 六 七 五 才 位

大 人 相

身長五尺五寸位 中肉面長 頭髮薄々前頭部禿上り

死 林

鳥取縣八頭郡智頭町大字市瀬字山川一六七二ノ二山林中に溢死、特徴左長音關節に痲疾の傷痕あり。

着 衣

厚司(細き縦縞の黒茶地木綿) 服掛衣(極く古きコート) 天黒地のもの) シャツ(木綿緑地) ツボシ(黒の木綿地) ゴム長靴の足首で切りたる破れ靴

携 帶 品

松葉杖(黒塗りにして中央を五寸釘にて修理したもの)

一本、眼鏡(老眼用ロイド)二個

財布(皮製にして破れたるもの)

在中現金壹圓八拾壹錢

掛靴(黒の帆布地にして縦一尺五寸横一尺一寸位のもの)

一個、辨當箱(アルミニウム製)一個 箸箱一個

鳥取縣告示第百三十三號

昭和二十二年五月廿六日鳥取縣告示第百九十七號別表一中油地區、東伯地區を次のように改め公布の日から之を施行する。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

乙級指定陸揚地

出荷機關當りの出荷の最低責任數量	乙級指定陸揚地			
	第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期
泊地區 泊村	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
東伯地區 宇野村、橋津村、長瀬村、中北條村、下北條村、大誠村、由良町	一五〇〇	一〇〇〇	一六〇〇	一四〇〇
赤碕地區 赤碕町、八橋町、下中山村、浦安町、安田村	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

選舉告示

選舉管理委員會告示第九十二號

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する各條並び

に第七十六條の規定による縣會議員の選舉權を有する者の總數の五十分の一の數及び三分の一の數は左の通りである
昭和二十二年六月四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會

縣會議員の選舉權を 五十分の一の數 六、四六八
有する者の總數の 三分の一の數 一〇七、八一

正 誤

昭和二十二年五月十六日縣告示第百九十七號中乙級指定陸揚地欄淀江地區中「庄内村」を削り御來屋地區中「御來屋町」の下に「庄内村」を加え、消費地域欄倉吉地域中「小鹿村」の下に「三徳村」を「小鴨村」の下に「上小鴨村」を加える。

彙 報

行旅死亡人周知方について

(心當りの向は直接取扱者へ照會されたい)

其の一

一、取扱者 佐賀縣杵島郡北方村長
二、本籍 山口縣都濃郡鹿野村一、五五〇番地
氏名 有本サト 七〇才

三、人相

身長四尺六寸 顔面丸顔にして大型 頭髮白髮 若干
禿上り 眉うすく 眼少さく 口普通 耳大型

四、着衣

大縮の縮

五、遺留品

すげ笠 杖 バスケット 財布 奉納帳 現金四圓圓

七〇錢

六、死亡の場所及取扱經過

北方町大字志久掛橋杉岡神社境内五月二日發見直に醫
療を開始治療中五月三日午後〇時死亡したるに依り醫
師駐在巡查部長立會の上入棺假埋葬に附したり。

其の二

一、取扱者 熊本縣天草郡坂瀬川村長

二、本籍 住所 氏名 不詳

五十五才一五十八才位の男子

三、病死變死其他兩難の別

變死溺死と推定

四、人相

眼、鼻、耳、口等の軟部組織の脱落に依り白骨のみ殘
存し齒も全部脱落してゐる爲特體認識に必要なる相貌
は全く認められず。

五、携帶品

メリヤス、股引、シャツ、ジャケット、長着黒綿物二枚、
最上部は立小袖の薄綿大着し黒兵子帯を結び緋綿等
の小切布にて數ヶ所の修理あり、着衣全部で五枚。

六、死亡年月日

約二十日以上経過せるものと推定(四月五日)

七、死亡場所

熊本縣天草郡坂瀬川村字西川内御手洗海岸標着。

其の三

取扱者 當山縣高岡市長

二、本籍 大阪市北區小松原一番地

一、氏名 本間稻子 四十七歳位

三、人相

身長五尺一寸位 面長 瘦形 頭髮長く多し

四、着衣

黒茶色縮二重物、同衾着一枚

五、携帶品 なし

六、死亡年月日

昭和二十二年四月十日午前四時頃

七、死亡場所

高岡市芳野町長生寮に收容保護中死亡す。

其の四

取扱者 山口縣酒田市長

一、本籍、住所、職業、氏名 不詳

十八才位の男

二、人相、着衣

人相、特徴 不詳 第四腹臍以下長さ二米三〇釐
死後三ヶ月位を経たる腐爛死体

三、携帶品 なし

01099

四、死亡年月日 昭和二十二年三月下旬
推定昭和二十二年三月月上旬頃

五、発見の日時場所
昭和二十二年四月四日午前七時酒田市酒田港中央突堤より上流千米位の地點
右昭和二十二年四月四日酒田市營火葬場假埋葬場に假埋葬した。

其の五

取扱者 岩手縣稗貫郡花巻町長

一、本籍、住所、氏名 不詳

二、人相 十八、九才位の男、裸死体一個

三、着衣

一、木綿地の綿入上衣、國防色シャツ

濃茶色ズボン、メリヤス、ズボン下を着し、俗に言う三尺褌を用い、國防色シャツ製戦闘帽をかむり下駄を穿つ。

四、携帶品

一、軍隊用靴一個、アルマイト製拵當一個

右は昭和二十二年五月一日午後八時頃推定、稗貫郡花巻町花巻驛北方東北本線上野起點五〇〇K八六M線路上に於て列車より顛落犠死したるものと認めらる。

昭和二十二年六月六日 日印
昭和二十二年六月六日發行

取 報

昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可

行 取 報
所 取 報
東 取 報
取 報